

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市公契約審議会		
開催日時	令和8(2026)年2月24日(火) 午後3時から午後4時45分まで		
開催場所	みよし市役所4階 401会議室		
出席者	(公契約審議会) 望月恒男会長、鈴木智洋委員、野澤雄二委員、 鬼頭伸和委員、曾根篤委員、石川貴祥委員 (事務局) 城総務部部長、近藤総務部次長兼総務課課長、 土屋総務部専門官、森田総務課主幹、木戸総務課主幹、 窪田総務課副主幹、柴田総務課主査、坂口総務課主査、 藤島総務課主事		
次回開催予定日	令和8(2026)年11月		
問合せ先	事務局(総務課) 担当 坂口、藤島 電話 0561-32-8006(直通) メール keiyaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	みよし市情報公開条例 第7条第5号の規定による
審議経過	1 開会 ○総務課長；本日は大変お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。 ただいまより、令和7年度第2回みよし市公契約審議会を始めさせていただきます。 本日の会議は、みよし市情報公開条例第7条第2号の規定により、次第6「審議事項」のみを非公開とし、それ以外は公開することとします。 会議開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する方はいらっしゃいませんでしたので、報告をいたします。 2 委嘱状交付 ○総務課長；令和8年1月24日付けで委員任期が満了となったことに伴い、市長より委嘱状を交付させていただきます。 なお、本日は委員の皆様を代表いたしまして、望月委員に交付させていただきます。 他の委員の皆様への委嘱状は、進行の都合上、机上への配布とさせていただきます。誠に恐縮ですが、後ほど御確認をお願いいたします。		

	それでは望月委員、前へお進みください。 (委嘱状交付) ○総務課長；ありがとうございます。席へお戻りください。 3 市長挨拶 ○総務課長；続いて、市長より挨拶を申し上げます。 ○市長；皆さんこんにちは。今年度2回めの公契約審議会ということで、大変お忙しい中御参加いただきありがとうございます。任期新たということで委員を引き受けていただいたことについて感謝を申し上げます。 前回の審議会で2つに分けて御審議をいただき、本日は工事の下限額についての審議となります。前回も色々な御意見があったということを伺っておりますので、ぜひ、公契約条例の主旨を鑑みて実効的な制度となるよう皆様から忌憚のない御意見をいただき、適切に審議いただきたいと思いますと考えておりますのでよろしくお願いいたします。 4 会長選任 ○総務課長；続いて、みよし市公契約条例施行規則第10条第1項の規定に基づき、会長の選任をお願いしたいと思います。委員の互選により定めることとなっておりますので、委員の皆様より御意見をいただきたいと思います。 ○鈴木委員；望月委員を推薦します。 ○総務課長；ただいま、望月委員を御推薦いただきましたが、他に御意見ございませんか。 (意見なし) ○総務課長；御意見ございませんので、望月委員に会長をお願いしたいと思います。望月委員よろしいでしょうか。 (承諾) ○総務課長；それでは、望月委員は会長席に御移動をお願いします。 5 会長挨拶 ○望月会長；引き続き会長の任を仰せつかりました望月です。これまで同様、本審議会では慎重かつ活発な議論を心掛けてまいりたいと思いますので、各委員の皆様にも御協力の程よろしくお願いいたします。 ○総務課長；ありがとうございます。ここで、市長は他の公務のため退席させていただきますのでよろしくお願いいたします。 6 報告事項 ○総務課長；それでは、審議に移りたいと思います。諮問事項について、ご審議いただきたいと思います。みよし市公契約条例施行規則第11条第1項の規定に基づき、会長が議長を務めることとなっております。望月会長、よろしくお願いいたします。
--	---

○望月会長；それでは、議事を進めさせていただきます。

(1) 第1回公契約審議会における審議経過等について

○望月会長；報告事項「(1) 令和7(2025)年度第1回公契約審議会における審議経過等について」事務局より説明をお願いします。

○事務局；資料1に沿って説明

○望月会長；事務局の説明につきまして、御意見、御質問等があればお願いいたします。

【意見・質疑なし】

○望月会長；意見がないようなので、次の報告事項に移りたいと思います。

(2) 本市の特定公契約の取組状況について

○望月会長；続いて、報告事項「(2) 本市の特定公契約の取組状況について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局；資料2に沿って説明

○望月会長；事務局の説明につきまして、御意見、御質問等があればお願いいたします。

【意見・質疑なし】

○望月会長；特に御意見等ないので、審議事項に移りたいと思います。

7 審議事項

(1) 工事請負契約に係る労働報酬下限額の設定について

○望月会長；こちらは3項目に分けて御審議いただきます。まず、「労働報酬下限額設定割合の検討について」事務局から説明をお願いします。

○事務局；「1 これまでのみよし市労働報酬下限額の設定」「2 令和8(2026)年3月適用公共工事設計労務単価」

「3 労働報酬下限額設定割合の検討」について事務局から説明後、

「「公共工事設計労務単価×82%」の設定に引き上げることとしたい。」と提案。

【意見・質疑なし】

→事務局案どおりで決定

○望月会長；続いての審議に移ります。「労務単価設定のない工種の考え方について」事務局から説明をお願いします。

○事務局；「設定のあった最終単価に普通作業員の労務単価上昇率を乗じた単価で設定したい。」ことを提案

【意見・質疑なし】

→事務局案どおりで決定

○望月会長；続いての審議に移ります。「見習・手元、年金調整者の単価設定の考え方について」事務局から説明をお

	願います。 ○事務局；「軽作業員下限額の71%」で設定することとした い。」ことを提案 【以下、非公開のため要約】 ○委員；軽作業員単価を設定しない自治体の数とその理由 について教えていただきたい。 ○事務局；12自治体程度であり、「未熟工の単価を設定をす る必要はない」との議事を行っている自治体もありました。 ○委員；この制度が悪用されないための担保は。労働者の不 利にならない保証を担保していただきたい。 ○事務局；承知しました。あくまでも自主的な報告に頼る制 度運用とはなっているが、労働状況を聞き取ったうえで判 断するケースもあります。 →事務局案どおりで決定 ○望月会長；「公契約の実効性を保つための課題の解決につ いて」の審議に移ります。「課題1 予定価格を基準として 条例の適用対象を限定することの妥当性」について、事務局 から説明をお願いします。 ○事務局；工事契約の適用範囲は「予定価格1億円以上」、 業務契約の適用範囲は、「予定価格1,000万円以上」で据え置 きとしたい。で設定したいことを説明。 【以下、非公開のため要約】 ○委員；工事の発注状況を確認すると、同一工事が「その 1」「その2」と分割されているように見えるが、公契約を 回避するためではないかと疑われないような発注に努めて いただきたい。 ○事務局；承知しました。当該2工事については事業年度が 異なっており、意図的に分割した工事ではありません。 →事務局案どおりで決定 ○望月会長；「課題2 市内業者及び市民への波及効果」に ついて、事務局から説明をお願いします。 ○事務局；下請を含めた契約においては、依然として市内業 者の受注は少ない状況にあるが、意見徴収がしたいことを 説明。 【以下、非公開のため要約】 ○委員；公契約の手続を避けるために市内事業者の受注が 控えられているという懸念点はないか。例えば、デジタル化 する、訪問回数を減らす等、対策案を示していかないと地域 の業者が生き残れなくなるのではないかという懸念があ る。 ○事務局；特定公契約の対象業務は1,000万円以上の業務で あり、樹木管理業務は市内業者が入れるが、他はコンピュー タサービス等市内に対象業者がいない業種です。手続きが 手間だから市内業者が参入できないという状況はありませ ん。
--	---

	○委員；下請業者における市内業者を増やす方策をしてはどうか。例えば工事受注に際し、下請業者の一定数に市内業者をいれることを要件とするかを研究していただければと思う。 ○事務局；承知しました。 ○望月会長；「課題3 賃金条項に係る履行状況の確認」について、事務局から説明をお願いします。 ○事務局；「受注者に労働報酬下限額シートの活用を周知し、労働環境確認書に添えて提出させることとしたい」と説明。 【以下、非公開のため要約】 ○委員；現在でも負担は多い状況であり、さらにこのような細かいことまでやると元請業者の手間がかかりすぎる。時期尚早であると思う。 ○委員；「提出させることとしたい」とあるが、法的義務、努力義務、お願いベースのいずれを想定しているか。また、このチェックシートを作成した目的は何か。 ○事務局；お願いベースを想定しており、ペナルティを課すことは想定していません。このチェックシートは事業者が労働報酬下限額の構成要素を周知するために作成しました。 ○委員；事業者の意見を取り入れ、事業者の手間を減らす手助けにできるようホームページに掲載し、事業者がダウンロードして計算できるような形にしてはどうか。 ○委員；事務局提案の「提出させることとしたい」という表現は法的義務にもとられかねない。もし、お願いベースであれば、掲載方法や周知方法にも配慮すべきではないか。 ○事務局；「計算の際にご活用ください」という表記でホームページに掲載したいと思います。 ○委員；実際に運用すると課題が発生することもあると考えられるため、モデル的に試行してから運用方法を検討しても良いのではないかと。 ○望月会長；「課題4 賃金の確認方法及び労働者の申出に基づく調査体制の確立」について、事務局から説明をお願いします。 ○事務局；「労働者アンケートの回答結果から労働者への周知が不足していることを把握したため、労働者向けチラシを作成し、周知に活用したい」と説明。 【以下、非公開のため要約】 ○委員；チラシの配布方法は。 ○事務局；特定公契約の受注者への口頭説明時に事業者向け案内チラシと合わせて配布したいと考えています。 ○委員；お渡ししたチラシを工事現場等に掲示していただくことで周知ができるのではないかと。
--	---

	○望月会長；続いての審議に移ります。資料30ページからの「(3)令和8(2026)年度公契約審議会スケジュールについて」、事務局から説明をお願いします。 ○事務局；「来年度は11月と12月の2回開催としたい」旨を説明 【意見・質問なし】 ○望月会長；以上で、諮問に対する審議を終了します。慎重に御審議いただきありがとうございました。 8 答申（工事請負契約等に係る労働報酬下限額） 【答申に先立ち、事務局から市長に審議内容を説明】 総務課長；会長から市長に答申をお願いいたします。 ○望月会長；それでは、答申します。 みよし市小山祐様、みよし市公契約審議会会長望月恒男、労働報酬下限額の設定について答申いたします。 令和7(2025)年12月15日付け7み総第579号で諮問のあった労働報酬下限額の設定について、みよし市公契約条例第6条第2項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。 1 工事又は製造の請負契約の労働報酬下限額 令和8(2026)年度の労働報酬下限額については、令和8(2026)年度公共工事設計労務単価におけるそれぞれの単価額に100分の82を乗じて得た金額とするのが妥当である。また、公共工事設計労務単価が設定されていない職種については、設定のあった直近3年間の単価を普通作業員単価と比較し、その平均比率を現在の普通作業員単価に乗じて得た金額に、100分の82を乗じて得た金額とするのが妥当である。 なお、労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する人、年金等の受給のため賃金を調整している人の労働報酬下限額は、軽作業員の労働報酬下限額に100分の71を乗じて得た金額とするのが妥当である。 (望月会長から市長へ答申書を渡す) ○市長；委員の皆様、長時間にわたり慎重審議をいただきましてありがとうございました。 今少し内容についても報告を受けさせていただきました。 詳細につきましては別途確認したいと思いますが、皆様から議論をいただいた中での答申を基に4月からの適用に向けてということで準備を進めさせていただきたいと思います。 また、新年度にも2回審議会が予定されております。それぞれの皆様のお立場から公契約条例について都度都度必要な
--	--

	改正をしていく中でより実効的なものとなっていくと思いますので、委員の皆様からの御理解とご協力をお願い申し上げお礼のあいさつとさせていただきたいと思います。大変ありがとうございました。 ○総務課長；ありがとうございました。 それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回みよし市公契約審議会を終了させていただきます。 本日は、お忙しいところ、ありがとうございました。
--	---